

構造改革特別区域計画

1 構造計画特別区域計画の作成主体の名称

山形県東田川郡藤島町

2 構造改革特別区域の名称

地産地消で育つ元気なこどもの楽しい給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

山形県東田川郡藤島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

藤島町は、山形県の庄内平野のほぼ中央に位置し、西は鶴岡市及び三川町、南は羽黒町、北は余目町、東は立川町に接しております。南側に霊峰月山(標高 1,980m)、北側に出羽富士といわれている鳥海山(標高 2,236m)を眺めることができ、秋の天気の良い日には、空は青空高く、田んぼは黄金色となり、自然に恵まれた風光明媚な町です。また、当町は典型的な稲作農業地域であり、県立農業高校・県農業試験場庄内支場、県農業改良普及センター、米倉庫群などの農業基盤施設の集積が高く、庄内の農業を先導する拠点となっています。

しかし、ここ十数年来農業の衰退も著しく、米だけに頼らず野菜・果物・花卉など多岐にわたり栽培する農家や兼業農家も増えております。さらに、町の施策として宅地造成も推進されるなど社会全般にわたりめまぐるしく変化している状況です。このようなことから、鶴岡市のベッドタウンとしての機能も果たし、住宅を求めて若年層の転入者も多く、少子化といわれる昨今、緩やかな減少にとどまっています

当町における幼児施設としては、平成 15 年度まで公立の保育園 1 園、各地区の集団型児童館 4 館、児童健全育成の児童館 1 館、及び私立幼稚園 1 園で幼児教育を実施していましたが、女性の就業率の増加及び核家族化の進行により保育ニーズが高まり、各児童館の児童数は減少し、保育園入所希望者は増え続ける状況にあります。保育園の定員の推移は、このような状況を反映して昭和 45 年に藤島保育園が 60 人定員で開所して以来、平成 10・11 年度 80 人、平成 12 年度から 14 年度まで 110 人定員、平成 15 年度には 120 人定員と年を経るごとに増員しながら運営してきたところです。

女性の社会進出や乳児保育、延長保育など保育ニーズの多様化、また社会状況の急激な変化により、平成 10 年度以降、毎年、町政座談会等において保育施設の充実ということで要望がなされ、平成 14 年度に子育て支援対策のひとつとして、町単独で保育園建設を計画し、平成 15 年度に建設しました。そして平成 16 年度からは各地区の 4 児童館を統合し、低年齢児と 3 歳以上児を分けて 2 園で運営しているところです。

町の給食事業については、教育委員会事務局にありました学校給食共同調理場を町長事務局に移管するとともに、名称を“藤島町ふれあい食センター”、愛称を“サンサン”(おいしい野菜を届けてくれるお百姓さんの「サン」、太陽がサンサン

とふり注ぐ明るい感じの「サン」、感謝の気持ちを込めたごちそうさんの「サン」と名づけ、ドライシステム方式を採用した新しい施設で平成 14 年 4 月から開始しています。学校給食としては幼稚園も含め 1,262 食、児童館に 110 食を提供し、今年度からは障害者更正施設の刻み食及び糖尿病食など 28 食を提供することとなり、現在は、全部で 1,290 食ほどの調理をしています。

また、希望に応じて社会福祉協議会が実施している一人暮らしの高齢者を対象とした“ふれあい給食事業”にも給食を提供するほか町内老人クラブの事業にも提供するなど福祉給食も実施しています。

藤島町ふれあい食センターは、食材は、安全、安心な地場産野菜をふんだんに使用しており、町が進めるエコタウンプロジェクトの一つである地産地消の拠点施設としての役割を担っております。

平成 15 年度までは、集団型 4 児童館と私立幼稚園では、藤島町ふれあい食センターで調理している給食でしたが、今年度は児童館を統廃合し保育園となったことから、就学前児童としては、私立幼稚園だけの提供となっています。3 歳以上児の給食について、幼稚園や児童館では外部搬入方式が認められていますが、保育園では認められていない現状に対し、保護者から不満や疑問の声があり、町としてもこれに添えていくために外部搬入方式を進める必要があります。

搬入にあたっては、藤島町ふれあい食センターと保育園の間は、直線距離にして 800m 位であり、運搬車も保温等に配慮した車両で他の施設へも同様の搬送方法であることから実績もあり、園内での調理と同等の食事を提供できると考えています。

平成 14 年 9 月、これからの町づくりの指針として「人と環境にやさしいまち」宣言をし、立ち上げたプロジェクトの中に食農教育を含めた「地産地消の推進」を位置づけ、農業を核としたエコタウンプロジェクトの形成を町づくりの大きな方針として掲げています。

当町のエコタウンプロジェクトのひとつとして「地産地消」が位置づけられており、藤島町ふれあい食センターの稼動と同時に、「サンサン畑の会」(5 団体 15 個人)が設立され、町内産農産物(35 品目)が納入されています。平成 15 年度の地場産野菜の使用割合は、町内産で 48.9%、県内産を合わせると 58.1%になります。

また、町内豆腐業者(3 店)が給食に提供する大豆加工品については、100%地場産大豆を使用し、外国産大豆との価格差については町と農協が補填しており、味噌についても農協女性部加工グループの手作り味噌が使用されております。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町では、地産地消を進めており、地場産野菜をふんだんに給食に使用しています。そして学校給食だけを提供する学校給食共同調理場という固定観念を払拭し、私立幼稚園等の児童施設にもその給食を取り入れ、また、町内にある障害者更正施設への提供も実施しています。

また、学校給食においては、昭和 52 年度から週 2 回米飯給食が開始され、昭和 63 年度から町内産の「ササニシキ」を使用し週 4 回実施しており、現在は当町にある県農業試験場庄内支場で誕生した米の町内産「はえぬき」を 100%使用しています。(パン給食週 1 回)なお、実施にあたっては、町と農協が価格差補填並びに米飯給食実施に伴う掛かり増し経費を負担しております。

当町は、市町村では全国で 2 番目の有機農産物認定機関として登録されていることから、地場産農産物が多く使用されている給食を保育園に取り入れることは、保育園の保護者にとっても食に関して不安の多い環境の中で、とても安心できることのひとつだと思います。

藤島町ふれあい食センターで調理をすることにより、作業効率の向上と作業時間が短縮になり、職員の削減や光熱水費の削減等経費の面でも合理化が図られます。さらに「サンサン畑の会」に参加している農家の経営の安定化にもつながり、そのことによって町で進めているエコタウンプロジェクトが推進できると考えます。

このようなことから、本計画の認定を受けることにより学校や幼稚園と同様の安全安心な給食を提供することができ、さらに保護者からの不満や疑問の解消にもつながります。また、生産者の顔が見える食材をとおして、子どもたちが食文化や人間の生活、生き方を学び、旬の食材と適した調理により本来の味覚を養い、自給自足の大切さを考える食育教育をさらに推進することができます。

(注) 食育教育 豊かな食生活を送るために必要な「食事の自己管理能力」を養う教育
食農教育 食糧やこれを供給する農業の大切さを理解するための教育活動

6 構造改革特別区域計画の目標

当町の基本指針である“たくましく思いやりのある子どもの育成”を目標とし、家庭での教育力向上と地場産農産物を取り入れた食育教育を軸として、また、子どもは地域の宝であるとの観点にたち、社会全体が共同責任のもとに安心して子どもを産み育てることができる社会にするために子育て支援を進めていくことを目指します。

当町では、昭和 44 年から共同調理方式で学校給食を提供してましたが、施設の老朽化や 0-157 の発生による衛生基準の見直し等により、平成 11 年度から新しい学校給食施設の建設に向けた検討が行われ、平成 14 年度より新センターで稼動しています。

少子高齢化を迎え子どもが少なくなっていく状況で、藤島町ふれあい食センターという施設をいかに効率よく稼動させていくか、また安全でおいしい給食を提供していくにはどうしたらいいか、が課題となり、学校給食だけでなく幼児から高齢者まで給食を提供する「総合給食提供施設」としての位置づけを目指します。

「地産地消」の拠点施設としての役割を有する藤島町ふれあい食センターでは、町で進めています「地産地消」において、町内産野菜の使用割合は、35 品目、44.9%と現在でも県平均を大きく上回っていますが、さらに使用割合を高めようと努力しています。

また、ホームページの開設により地場産農産物や食に関する情報の発信をするとともに、生産者と児童との交流を実施している小学校があることから、食農教育の一環としてその施策を拡大していきます。

安全安心な有機農産物を栽培するため、町独自で有機認証を行うほか環境保全型栽培技術を確立する一手段として、てんとう虫などの天敵を利用した生態防除技術を展示、普及することで食農教育の一翼を担っていきます。

さらに、産直施設を整備することで、生産者が農家経営の安定化を図るとともに地産地消の一層の推進を図ることとしています。

今後、ますます核家族化や働く女性が増え、また勤労形態も多様化していくなかで、「食」の大切さについての意識向上を図るため、そして安心して子育てができる環境を作るため、親子調理教室や給食試食会等を実践しながら食育を深めていきたいと考えます。さらに、保育園においても食を営む力の育成、食を通じた子どもの健全育成に向け、楽しく食べる子どもに成長することができる基礎を培うため、総合給食施策として、町の地産地消の推進と食農教育の充実、さらに農業を核としたエコタウンの形成を目指していきます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造計画特別区域に及ぼす経済社会的効果

1) 経済的効果

3歳以上児が入園している保育園(藤島こりす保育園)には、215人の園児と20人の職員がおります。そして、家族形態の多様化や、核家族化の進行等により共働き家庭が増加している中で少しでも親のニーズに応えるため、仕事と家庭の両立を支援しているところです。

現在、保育園では、非常勤の栄養士1人と3人の調理師で約235食を調理しており、一方、藤島町ふれあい食センターでは、所長以下16人の職員及びパート職員の体制で1,290食の給食を提供しております。

そこで、構造改革特別区域計画の認定を受けることで次のような経済的効果を期待するものです。

藤島町ふれあい食センターでの一括調理が可能となることから児童館での110食分の一時的に低下した地場産農産物の供給が復活し、生産者の販売額の増加に寄与するほか、生産意欲を高めることができます。

調理が一箇所で済むことから、作業効率の向上を図ることができ、光熱水費などの削減やパート職員等の削減が可能となります。

藤島町ふれあい食センターには、大型の調理器具や最新式の器具がそろっていることから、より効率的な作業を進めることができ、作業時間の効率化を図ることができます。

地産地消の推進手段の一つに直売施設の運営があります。給食の場で地場産農産物が取り入れられることは、消費者の購買意欲に安心感を与え、同じ農産物の直売での売り上げにも貢献すると考えられます。直売施設の充実は生産者自らが売る楽しみ難しさを体験克服し、自立的生産者の育成につなげ、米だけに依存しない農業者を育て、農家経営の安定向上に寄与することになります。

2) 社会的効果

当町は農業を核とした資源循環型社会の実現を目指し、平成14年9月25日「人と環境にやさしいまち」宣言を行うとともに、平成14年12月13日には、「人と環境にやさしいまち条例」を制定しました。

そして、エコタウンプロジェクト(人と環境にやさしいまちづくり計画)実現のために7つのプロジェクトを作成しており、その中で栽培生産方法を公開し、トレーサビリティシステムを構築する有機栽培委員会、生態系防除技術の普及と利用を図る生態系防除委員会及び地産地消の推進を図る地産地消委員会を設けて活動を行っております。これらプロジェクトの活動は、推進する中で有機的に結び合うことで子どもや親に対し、食農教育の普及や安全安心な食の提供による食生活への関心を高めることに寄与していると考えております。

そこで、構造改革特別区域計画の認定を受けることで、次のような社会的効果を期待するものです。

地産地消を推進することで、生産者にとっては有機農産物や特別栽培農産物の生産意欲を高めることができ、消費者(含む子ども)にとっては生産者の顔が見える安全安心な農産物の供給を受けることができます。

食農教育の一環として、生産者との交流機会や農業体験機会を設けることにより農業への関心が高まり、ひいては農業後継者をも誘発することができます。

てんとう虫などの生態系を活用した防除技術の展示・普及などは、農業を使用し

ない環境保全型栽培技術の確立だけでなく、教育の場としても活用でき、特に安心安全な食糧生産への関心を高めることとなります。

地産地消の推進は、消費者にとっては、居住環境と同じ環境で育まれた農産物を食することが最も健康の保持に良いという“身土不二”の考えを実践することになり、自然環境を保全するという意識の高揚につながるだけでなく、欠食や偏食が問題になっていることから、食生活の大切さ楽しさを家庭で改めて認識してもらうことができ、食育教育としての役割もはたすことができます。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

1) 食育教育関連

藤島町ふれあい食センター運営委員会が設置されており、その中で保育園への給食の提供が求められています。また、今後保育園関係者を委員に登用することで、児童生徒に関する機関の関係者が共通認識をもって、子どもたちの給食に関して議論をすることができます。

栄養面については、藤島町ふれあい食センターに勤務する2人の栄養士が献立表を作成するとともに指導者を対象に食生活の大切さを指導するなど、食育教育に努めます。

欠食や偏食、個食などが児童を取り巻く社会問題の一つになっていることから栄養士と保健師が連携し、保育現場や学校現場において食指導マニュアルを作成するとともに一貫した食生活の大切さ楽しさを親世代を巻き込んで指導していきます。

2) 食農教育関連

小学校で実施している生産者との交流を未実施の小学校に拡大するとともに保育園でも実施するほか、調理現場の見学を行うことで生産者や調理員の人柄や仕事を知る機会をつくります。

てんとう虫などの生態を観察することをとおして、安全な農産物の栽培について学ぶ機会をつくります。

保育園で子どもたちが野菜を栽培し、それを給食に取り入れる栽培保育の実践をとおし、地産地消の大切さを学ぶ事業を推進するとともに保育園の畑で取れた野菜を料理して食べるクッキング保育の実践を推進していきます。

3) 地産地消関連

産直施設を整備することで、農業の複合化を促進させ、農家経営の安定化を推進します。

有機認証制度を推進することで、有機農産物の生産拡大と販売促進を図り、安全安心な食材を提供できるようにします。

地場産農産物や伝統野菜を使用した新しいメニュー化に親子で取り組む親子調理教室を開催することで、町内で栽培されている農産物のおいしさを再認識しても

らうことで地産地消の一助としていきます。

本特例が適用されることで、町内産農産物等の使用割合が拡大され、このことにより生産者は経営の安定化につながるようになるばかりでなく、生産者が誇りを持って作った農産物を子どもたちに提供できるという生きがいや作る喜びにも寄与することができます。

別紙

1 特定事業の名称

9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

藤島町立保育園（藤島こりす保育園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

保育園で行っていた調理業務のうち3歳以上児の給食業務については、公設の“藤島町ふれあい食センター”（平成14年度に「藤島町学校給食共同調理場」から名称変更）からの搬入方式に変更します。

3歳未満児の保育園は園舎も違うことから、調理業務については、園内の調理室で調理された離乳食など、年齢に応じた給食及びおやつを今までと同様に実施します。

搬入方式への変更に伴い、保育園給食担当者は藤島町ふれあい食センターへの異動となりますが、配膳・給食の食べ方及び栄養指導、並びに体調不良児童・アレルギーを持っている児童については、町で採用の栄養士、保育園の看護師が、これまでと同様に指導助言等を行い、子どもたちと一緒に給食を食べ、ふれあいを大切にしていく方針です。

また、藤島町ふれあい食センターが、稼動しない春休み・夏休み等の時期は、保育園の調理室において調理し、必要な職員については、藤島町ふれあい食センターから職員を派遣して対応することとします。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置の適用を申請している藤島町立藤島こりす保育園は、平成15年度まで各地区にあった4つの集団型児童館を統合し、新しく3歳以上児の保育園として平成16年4月に町の中心部に新設開園した保育園です。それまでの保育園は3歳未満児のみの保育園とし、低年齢児に合った給食及び保育を実施しているところです。

当保育園には、調理設備が児童福祉施設最低基準にのっとり整備されており、加熱用の調理器具、給食の保存用冷蔵庫も完備し、配膳には保温性の高い真空断熱食缶を使用し、保存、配膳及び加熱や食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備となっております。

当保育園に給食を搬入することについては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準＜「保護施設等における調理業務について（昭和62年3月9日社

施第 38 号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）」の第 4 の 2 の規定＞及び「保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）」、また、本特例措置を実施するにあたりまして、＜構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業について（平成 16 年 3 月 29 日雇児発第 0329002 号）＞を遵守し、衛生面での安全確保、食事の搬入・保管方法など充分配慮しながら施設の職員が調理していると同様の質の高い給食を実施していく計画です。

藤島町ふれあい食センターでは、学校給食としては幼稚園も含め 1,262 食、そして今年度からは障害者厚生施設にも刻み食及び糖尿病食等を含め 28 食提供しています。

搬送方法としては、保温・保冷に優れた食缶をコンテナに収納し給食運搬専用車で搬送し、コンテナはコンテナ洗浄機で洗浄後、コンテナイン消毒保管室で食器やトレイと一緒に消毒保管しています。また、衛生管理についても、HACCP の概念に基づき施設は設計されており、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に分けられているとともに各作業毎に部屋が設けられ、床もドライ方式を採用しています。

また、食事の内容・回数・時機については、私立の幼稚園では現在も月曜日から金曜日まで藤島ふれあい食センターの給食で、週 1 回はパン食、後の 4 回は地元産の米飯給食を実施しております。保育園でも同様の給食とし、そして 1 日 1 回のおやつは、手作りおやつも加えながら実施していく計画です。

さらに、藤島町ふれあい食センター運営委員会・給食主任会にも参加することにより、児童生徒に関する機関の関係者が共通認識をもって子どもたちの給食に関して議論を深めていくことができます。友だちと楽しんで食事をし、様々な食物を食べる楽しさを身につけ、体と食物の関係に関心をもつような食育を図りながら園の食育プログラム（別紙 1）に基づき食事の提供に努めます。

このように、地場産農産物が多く使用されている保育園の給食を進めるにあたりましては、当町における基盤産業である農業の活性化を図るエコタウンプロジェクトの一つであります地産地消の拡大の一助とし、行政サービスの水準を低下させずに、効率的な給食提供業務を行うことができるとともに、当町が全国に発信している安全安心な農産物を取り入れた給食を提供することで、保護者の安心感だけでなく食への関心を高めることに寄与できると考えています

また、当町では、安全安心な有機農産物を栽培するため環境保全型栽培技術を確立する一手段として、てんとう虫などの天敵を利用した生態防除技術を展示、普及することで食農教育の一翼を担うことができると考えております。

多様化する保育のニーズに応えて子育て支援を図ること、そして保育園運営の合理化及び当町で推進している地産地消を確立させるために、地場産野菜をふんだんに使用した給食を保育園の子どもたちにも食べさせたいという観点から本計画を進めるものです。